

平成30年11月市議会 総務委員会資料

第84号議案 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例

【目次】 (ページ)

- 1 平成30年9月総務委員会の指摘事項 1

- 2 地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた検討に
至っていない地区の課題と対応策 2~3

- 3 地域コミュニティ連絡協議会の認定要件の変更 4~5

- 4 今後のスケジュール (案) 6

【別冊】 地域コミュニティのしくみづくりモデル事業報告書

企画財政部

平成30年11月

1 平成30年9月総務委員会の指摘事項

指摘事項	考え方・対応状況等
<p>モデル事業の期間は10月末までなので、事業期間を終えてから検証結果をまとめるべきである。</p>	<p>モデル事業を4月から10月までの期間に実施し、協議会設立までの過程や協議会の体制作り、実施した事業などについて、各モデル地区に対してヒアリングを実施し、検証を踏まえ、本モデル事業の結果・成果をまとめた報告書を作成した。</p> <p>【別添：モデル事業報告書】</p>
<p>地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた検討に至っていない地区に対しての課題の把握と対応策が不十分である。</p>	<p>平成30年11月1日時点における地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた検討に至っていない地区は、30地区となっている。</p> <p>これらの地区が、地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた活動ができていない原因と課題の把握に努め、その具体的な対応策について検討した。</p> <p>また、地域コミュニティ連絡協議会の認定要件の1つである「地区内の自治会の8割以上が加入していること」が地域の実情に合っていないことが、検討に至っていない理由の1つとなっていることも考えられ、認定要件を見直すこととした。</p> <p>【資料：P2～5】</p>

2 地域コミュニティ連絡協議会設立に向けた検討に至っていない地区の課題と対応策

(1) 各地区の進捗状況

(H30.11.1時点)

区分	協議会	小学校	連合自治会
ア モデル地区 6地区	式見	式見	式見地区連合自治会
	ダイヤランド	南長崎	ダイヤランド連合自治会
	土井首	土井首	土井首地区自治連合会
		南陽	
	深堀	深堀	深堀地区連合自治会
	茂木	茂木	茂木校区連合自治会
横尾	横尾	横尾連合自治会	
イ 準備委員会設立済 12地区		西北	西北校区自治連合会
		北陽	滑石北陽校区連合自治会
		香焼	香焼地区連合自治会
		福田	福田地区自治会連合会
		戸町	戸町地区連合自治会
		大園	大園地区連合自治会
		西町	西町校区連合自治会
		晴海台	-
		野母崎	野母崎樺島連合自治会
		西城山	西城山校区連合自治会
		蚊焼	蚊焼町連合自治会
	高尾	高尾校区連合自治会	
ウ 準備委員会設立に向け検討を進めている地区 29地区			
エ 検討に至っていない地区 30地区			

(2) 主な課題

- ア 人口減少や高齢化が著しく協議会の設立が困難な地区がある
- イ 協議会の認定要件（地区内の自治会の8割以上が加入していること）により設立
が困難な地区がある
- ウ 設立を進める過程において、まとめ役となる団体やリーダーの掘り起こしが必要
- エ 小学校区等の区割りと育成協等協議会の構成団体となる団体の区割りが異なっており協議が必要
- オ 協議会の必要性を感じられないという意見が多い地区がある
- カ 屋上屋になり負担が増えるのではないかと不安が大きい地区がある

(3) 市の対応策

- ア 人口減少や高齢化による設立困難地区については、地区の実情の把握や人材の掘り起こし等を内容とする詳細な支援計画を策定するとともに担当職員による具体的な支援に取り組む
- イ 協議会の認定要件(地区内の自治会の8割以上が加入していること)については、協議会が地区を代表する団体であるという趣旨に基づき、認定要件を改正する
- ウ 協議会設立を進めるためのまとめ役となる団体やリーダーについて、市も地域と連携して掘り起こしを行う
- エ 小学校区等の区割りと各団体の区割りが異なる地区については、地域の実情を把握するとともに、先行地区の事例を紹介し、調整を行う
- オ モデル地区の協議会が、実際の実践に基づく具体的な課題、苦労した点、成果等について出前講座として情報提供を行う
- カ わがまちみらい情報交換会や先進地視察による具体的な事例に基づく研修に取り組む
- キ 協議会設立の趣旨や必要性について理解を深めていただくため、自治会長や自治会の定例会等への説明を行う
- ク ホームページや広報ながさき等を活用し、制度内容やモデル地区の事例紹介等を情報発信する
- ケ 地域活動の担い手育成のための講座の開催
- コ 担当職員が各団体の会議や活動に参加し、地区の課題や現状の把握に取り組む
- サ 地区内における各団体での勉強会の開催支援（地区の人口動態データの提供、各団体の活動の共有等）に取り組む

3 地域コミュニティ連絡協議会の認定要件の変更

平成30年9月議会総務委員会において、協議会の認定要件「地区内の自治会の8割以上が加入していること」に関して、見直しが必要とのご指摘があったことを踏まえ、次のとおり認定要件を変更することとしたい。

(1) 認定要件の変更案

原案

地区を代表する団体で、様々な地域課題に対応できること。

ア 地区内の自治会の8割以上が加入していること。

イ 連自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会地区支部、学校その他地域の団体の相当数が加入していること。

変更案

地区を代表する団体で、様々な地域課題に対応できること。

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれかを満たしていること。

(ア) $\frac{\text{地区内の自治会の総数}}{\text{分母}}$ に対する $\frac{\text{協議会を構成する自治会の総数}}{\text{分子}}$ の割合が8割以上であること。

(イ) $\frac{\text{地区内の自治会に加入している世帯の総数}}{\text{分母}}$ に対する $\frac{\text{協議会を構成する自治会に加入している世帯の総数}}{\text{分子}}$ の割合が8割以上であること。

イ 連自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会地区支部、学校その他地域の団体の相当数が加入していること。

(2) 変更する理由

「協議会を構成する自治会の総数」の割合が8割以上であることだけでなく、「協議会を構成する自治会に加入している世帯の総数」の割合が8割以上であることでも、当該地区に居住する住民の多くが参画することとなり、当該地区を代表する組織と考えることができるため。

(3) 変更案により要件を満たせる地区の例

自治会名	協議会に加入	自治会加入世帯	協議会を構成する自治会の割合
A 自治会	○	900 世帯	$\frac{7 \text{ 自治会 (構成自治会総数)}}{10 \text{ 自治会 (地区内自治会総数)}} = 70\%$ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">原案では要件を満たせないが…</div>
B 自治会	○		
C 自治会	○		
D 自治会	○		
E 自治会	○		
F 自治会	○		
G 自治会	○		
H 自治会	×	100 世帯	$\frac{900 \text{ 世帯 (構成自治会加入世帯総数)}}{1,000 \text{ 世帯 (地区内自治会加入世帯総数)}} = 90\%$ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">変更案では要件を満たす</div>
I 自治会	×		
J 自治会	×		
合計	7 自治会	1,000 世帯	協議会を構成する自治会加入世帯の割合

(参考) 認定要件の一覧

ア 活動区域が次のいずれかに該当すること。

(ア) 市立の小学校の通学区域を基礎とする区域

(イ) 連合自治会（統廃合前の小学校の通学区域を基礎とする自治会の連合体に限る。）の区域を基礎とする区域

(ウ) その他市長が適当と認める区域

イ 地区を代表する団体であって、地区の様々な課題に対応できること。

(ア) 地区内の自治会の8割以上が加入していること。

(イ) 連合自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会地区支部、学校その他地域の団体の相当数が加入していること。

ウ 規約又は会則を有していること。

(ア) 民主的かつ透明性を持った運営を行うことが見込まれること

(イ) 協議会の運営及び活動への参加に関して、当該地区内の住民等に対して広く開かれたものであること。

エ まちづくり計画を策定していること。

(ア) 自主的かつ自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うことが見込まれること。

4 今後のスケジュール（案）

